

平成 30 年度

大阪府雇用対策協定に基づく事業計画



# 平成 30 年度 大阪府雇用対策協定に基づく事業計画

## 目次

I 現状と課題	1
II 連携・協力して実施する取組	
1 多様な求職者に対するワンストップサービスの就業支援	2
2 人材確保に課題を抱える分野における人材確保支援	2
3 人材育成	4
4 障がい者等の活躍促進	6
5 若者の活躍促進	9
6 女性の活躍促進	11
7 高年齢者の活躍促進	12
8 生活困窮者の就労支援	13
III 雇用施策に関する数値目標	14
IV 推進体制の構築	
1 会議体について	15
2 事業の実施・周知広報に係る相互協力について	15
別紙 大阪府及び大阪労働局を構成員とする主な会議体	16

## 平成30年度 大阪府雇用対策協定に基づく事業計画

大阪府と大阪労働局の間で締結した大阪府雇用対策協定第2条に基づき、平成30年度の事業計画を次のとおり定める。

### I 現状と課題

大阪の経済情勢は、インバウンドの増加や雇用状況の改善、開業率の伸びなどにより、緩やかな回復傾向にある。

とりわけ、来阪外国人旅行者数は大幅に増加しており、平成29年の1年間に大阪府内を訪れた外国人が過去最多の約1111万人を記録し、初めて1000万人を突破した。

このような中、日本初開催となる、2019年G20サミット首脳会議の大阪開催が決定し、さらに、2025年国際博覧会、統合型リゾート（IR）の実現といった、大阪の成長にとって大きなインパクトを与えるプロジェクトの誘致も本格化している。

雇用をめぐる情勢を見れば、大阪の有効求人倍率は平成29年平均で1.57倍となり、対前年比で0.19ポイント上昇し、8年連続の上昇となっている。また完全失業率も平成29年平均で3.4%と5年連続で低下するなど、改善が進んでいる。

一方、雇用情勢の改善等に伴い、製造、運輸、建設や福祉分野などを始めとする多くの企業等では、人材不足が大きな課題となっている。特に、建設や福祉分野の有効求人倍率は大阪では5倍を超える状況である。また、中小企業においては、新規学卒者の大企業志向の高まりなどによって、人材確保が難しくなっており、職種や企業規模による格差の大きさが課題となっている。

また、大阪は非正規雇用労働者の占める割合が高く、平成29年労働力調査の速報によると、大阪の非正規雇用労働者割合は39.3%と全国平均37.2%より2.1ポイント高くなっている。加えて、大阪の女性の就業率は全国平均に比べて低いなどの課題もある。民間企業に雇用される障がい者の雇用状況についても、雇用者数が過去最高を更新し、裾野が着実に拡大しているものの、全国的にみると、実雇用率や法定雇用率達成企業割合は低位に位置している。平成30年4月から精神障がい者の雇用が義務化され、法定雇用率が引き上げられるなど、これまで以上の取組が求められている。

さらに、急速に進行する少子高齢化により大阪府の人口（10月1日現在の推計人口）は7年連続で減少しており、東京圏への企業移転や20～30歳代を中心とした人口流出など、東京への一極集中も続く中での成長の実現が大きな課題となっている。

今後は、女性、若者、高年齢者、障がい者など多様な人材が働きやすい労働環境に向けた「働き方改革」や、非正規雇用労働者の希望や意欲、能力に応じた正社員化の推進と定着、I o Tやロボット、A Iなどの第4次産業革命に対応したイノベーションの促進と生産性向上などの「生産性革命」が求められている。

これらの現状や課題を踏まえ、平成30年度において、大阪府と大阪労働局が連携・協力して、Ⅱの取組を推進する。

## Ⅱ 連携・協力して実施する取組

### 1 多様な求職者に対するワンストップサービスの就業支援

大阪府の総合就業支援拠点である「OSAKAしごとフィールド」において、大阪府が実施する若者、女性、中高年齢者、就職困難者、障がい者等に対する就業支援や中小企業に対する人材確保・定着支援と、ハローワークの職業相談・職業紹介業務を一体的に実施し、連携・協力することで、多様な求職者に対する就業支援をワンストップで実施する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ O S A K Aしごとフィールドにおいて、大阪府と大阪労働局（ハローワーク大阪東）との一体的実施により、若者、女性、中高年齢者、就職困難者、障がい者等に対し、キャリアカウンセリング、セミナー、職場体験等の就業準備支援から職業相談・職業紹介、定着支援まで切れ目ない就業支援を実施する。
- ・ 製造、運輸、建設業界を中心とした人材確保に課題を抱える業界への職種志向転換を図るキャリアカウンセリングと、当該カウンセリング対象者へのハローワークコーナーにおけるきめ細かな職業相談、職業紹介を実施する。

### 2 人材確保に課題を抱える分野における人材確保支援

介護、保育、看護、製造、運輸、建設など人材確保に課題を抱える分野に係るセミナーや見学会等を実施し、求職者に対し、仕事のやりがいや業界・企業の理解を進める。また、当該分野の事業所等に対する待遇改善等に向けた働きかけを行い、魅力の向上に努める。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 福祉分野では、関係機関と連携を図り、施設見学バスツアーや職場見学会付き面接会など、当該分野への就業を希望する求職者及び当該分野の求人者に対するさまざまな支援サービスを提供する。
- ・ 11月11日の介護の日を中心として全ハローワークにおいて「介護就職デイ」を実施する。また、求人者に向けた雇用管理改善セミナーや、求職者の介護分野への意欲喚起を目的としたイベントを実施する。
- ・ 看護分野では、ナースセンター・ハローワーク連携事業において、より実効性のある事業展開に向けて、連絡調整会議での検討内容を元に連携を強化していく。
- ・ 保育士確保集中取組キャンペーン（11～1月）の実施など、保育士確保に向けた総合的な取り組みである、保育士マッチング強化プロジェクトにおける取組を実施する。
- ・ これまでハローワークに設置していた「福祉人材コーナー」を「人材確保対策コーナー」に改称し、府内7カ所の「人材確保対策コーナー」において、従来の福祉分野に加え、人材不足問題が顕在化してきている建設・運輸・警備分野の求人・求職サービスを強化し、マッチングの機会を拡充することにより、ミスマッチの改善を図る。
- ・ 人材確保対策コーナーにおいては、各業界に興味を持つ、又は就職を希望する求職者に対し、業界団体の担当者を招き、「業界特別相談コーナー」を実施し、各業界に関する質問への回答や、意欲喚起のためのアドバイスを行う。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 製造、運輸、建設業界を中心に人材確保を支援するため、大阪人材確保推進会議により、業界団体や行政機関との連携・協力を進め、中小企業人材支援センター（大阪働き方改革支援センター）において、職場環境の改善や魅力発信力の向上に取り組むとともに、新たに生産性向上に向けた取組等を実施する。
- ・ さらに、女性、若者等に対し、キャリアカウンセリングや就職可能性診断等を実施し、職種志向の拡大、転換を図り、これらの業界とのマッチングに取り組む。
- ・ 将来の就活生の職種志向を拡大するため、東京圏や大阪府内の大学生のインターンシップを実施する。
- ・ 「大阪府介護・福祉人材確保戦略」（平成29年11月策定）に基づき、介護福祉人材の確保に向けて、多様な人材の参入促進を図る。若者等に対し

て、介護イメージアップ戦略を展開するとともに、社会人経験者や女性など介護業務未経験者に対して、初任者研修の受講促進と職場への定着支援に取り組む。また、地域の高齢者等を介護入門者として参入促進を図る（「介護助手」の育成）とともに、障がい者等の公共職業訓練を通じた人材育成や、ひとり親家庭の親等と介護職場とのマッチングに取り組む。

- ・ 在留資格「介護」の創設に伴い急増している外国人介護人材については、平成30年3月に作成した「大阪府版在留資格『介護』による外国人留学生受入れガイドライン」の普及を図るとともに、関係機関による協議会を設立し、研修等を通じて円滑な受入れから就業継続を図る。
- ・ 介護職員の早期離職の防止や定着促進を図り、事業者の労働環境改善への取組を促進するため、表彰制度を創設するとともに、福祉機器や介護ロボットの導入への助成や、施設長等マネジメント層や職員へのノーリフトポリシーの普及等に取り組む。
- ・ 保育分野では、潜在保育士の就業を促進するため、保育士・保育所支援センターにおいて、保育施設等とのマッチングや、保育施設の見学会、セミナー等を実施する。また、修学や再就職等に必要な費用の貸付を行うことで、保育士資格の新規取得者の確保や、再就職支援、保育士の離職防止を図る。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 大阪人材確保推進会議において、製造、運輸、建設業界を中心に、職場環境の改善や魅力発信力の強化等による人材確保支援に取り組む。
- ・ 大阪労働局が設置する「働き方改革推進支援・賃金相談センター」と、大阪府が設置する「中小企業人材支援センター（大阪働き方改革支援センター）」が連携し、企業における働き方改革の推進に取り組む。
- ・ 介護福祉人材の確保に向けて、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」を踏まえ、府の福祉人材センターとハローワーク等が連携し合同面接会等を実施するなどマッチングの強化等に取り組む。
- ・ 介護職員の待遇改善や保育分野の職場定着を推進するため、府と労働局が連携し、雇用関係助成金の周知広報を行い、助成金の活用を促進する。

### 3 人材育成

「大阪府地域職業訓練実施計画」に基づき、関係機関とも連携し、女性と若者の活躍推進や人材不足分野における人材確保等に向け、職業訓練を活用した産業人材の育成に取り組む。併せて、訓練修了者への積極的な就職支援

を実施する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ ハローワーク等において訓練コース説明会等を定期的に開催し、より詳細な訓練情報の提供を行う。
- ・ 若者、子育て女性に対する適切な受講あっせんの推進のため、わかものハローワーク、マザーズハローワークにおいて、訓練の誘導から訓練修了後の就職支援まで一貫した支援を実施する。
- ・ 職業能力開発が必要な求職者に対し、適切な受講あっせんを行う。
- ・ 訓練修了前からの担当者制による個別支援等、きめ細かな就職支援を実施する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 求職者等を対象に、企業における人材ニーズをふまえた職業訓練を実施し、大阪のものづくり企業の生産性の向上に寄与できる人材を育成する。
- ・ 未就職訓練修了者の把握と大阪労働局への情報提供及び誘導を行う。
- ・ 子育て中の女性の訓練受講機会を確保するため、託児サービス付き訓練や保育所等の送り迎えに配慮した短時間訓練を実施する。
- ・ 介護福祉士や保育士などの国家資格等を取得し正社員就職をめざす長期の職業訓練を実施する。
- ・ 製造、建設業界の基礎的な知識技能の習得及び職場実習と、働き続けるために必要な「しごと力」の養成を組み合わせた職業訓練を実施する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 大阪労働局、大阪府及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部が連携し、「女性・若者の活躍促進」、「人材不足分野における人材確保」を最大の目標に「大阪府地域職業訓練実施計画」を策定し、職業訓練を活用した積極的な人材育成に取り組む。
- ・ 大阪労働局、大阪府及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部が連携し、公的職業訓練（ハロートレーニング）がより身近なものになるように、校見学会、体験入校を実施するとともに、科目案内チラシや、ホームページ、SNSの活用など、効果的な広報を検討、実施する。
- ・ 府立高等職業技術専門校等のもものづくり系職業訓練施設ともものづくり企業の見学を組み合わせたバスツアー見学会を実施する。

## 4 障がい者等の活躍促進

### (1) 障がい者の活躍促進

障害者雇用促進法の改正を受けて、本年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加され、法定雇用率が引き上げになったことを踏まえ、実効ある雇用率達成指導を推進し、より一層の障がい者の雇用の場の確保と就職実現を図る。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 障がい者の雇用を促進するため、法定雇用率未達成企業に対する事業主指導のローラー作戦を実施する。
- ・ 障がい者雇用が0人である企業を中心とした未達成企業に対して、採用準備段階から職場定着まで支援を行う。障がい者雇用の経験・ノウハウのない中小企業に対しては、実習等の雇用前の取組により、障がい者に対する先入観や不安の払拭を図ることで、企業の意識自体も変えつつ、障がい者雇用を促進する。
- ・ 企業等の雇用機会の拡大を図るため、大規模な「障害者就職面接会」を年2回開催する。併せて、各ハローワークにおいても、事業所ニーズに応じた面接会・管理選考等を実施し、障がい者の雇用の促進に努める。
- ・ 平成28年4月から施行された改正障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務化について、適切な運用及び更なる周知を図る。
- ・ 精神・発達障がい者の職場定着を推進するため、職場において精神・発達障がい者を支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、障がい者を支援する環境づくりに取り組む。「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を年4回開催するほか、ハローワークにおいても集合講座・個別企業等への出前講座を実施する。
- ・ ハローワークにおいて、精神障がい専門性を有する精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、カウンセリング等の求職者支援に加え、雇用に係る問題解決や就職後の定着支援等の事業主支援に取り組み、求職者、事業主双方への支援を実施する。
- ・ 多様な障がい特性に配慮しつつ、関係機関との連携による就職から職場定着までの一貫した支援が必要であることから、「チーム支援」や「就職面接会」、「就職ガイダンス」の積極的な実施により、マッチング機能を強化し、更なる就職促進を図る。
- ・ 福祉・教育・医療から雇用への移行推進事業の実施により、福祉施設・特別支援学校・医療機関等の地域の関係機関等と連携し、職場実習・就労支援

セミナー・事業所見学会等を企画・実施することにより、福祉・教育・医療から雇用への移行を推進する。

- ・ ハローワーク枚方において、「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」を実施、ジョブガイダンス等を通じた支援を行い、精神障がい者の更なる雇用の促進と職場定着の推進を図る。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。
- ・ ハートフル条例に基づき、府と契約等関係のある法定雇用率未達成事業主に対し、雇用率の達成に向けた誘導・支援等を実施する。
- ・ ハートフル基金の活用や、障がい者の雇用に積極的な企業等を登録し、その取組の周知や顕彰を行う障がい者サポートカンパニー制度を通じ、障がい者の雇用促進に取り組む。
- ・ 企業の人事担当者向けに、精神障がい者雇用企業での体験研修やセミナー等を通じて、障がいに対する正しい理解と社内の職場環境を築く人材を養成し、精神障がい者の雇用の促進や職場定着の向上を図る。
- ・ 精神・発達障がい者の障がい特性に配慮した職場体験の受入れに向け、マッチング会や事業主等への受入準備から終了までのサポート等を行う。
- ・ 府立高等職業技術専門校で精神障がい者を対象とした職業訓練を実施する。
- ・ 障がい者に対する職業訓練の中核施設である大阪障害者職業能力開発校において、障がいの特性に応じて、障がい者一人ひとりの適性に配慮し、就職につながる訓練の充実を図る。
- ・ 民間委託訓練では、企業等に在籍する障がい者を対象に、働き続けるために必要な知識・技能の取得と課題を解決するための在職者訓練を新たに実施するなど、障がい者の特性に応じた職業訓練を行う。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 法定雇用率達成企業割合 50%以上(\*)という共通目標を定め、この達成に向けて双方で連携・協働する。  
(\*)法定雇用率 2.0%換算（平成 30 年 6 月 1 日現在）
- ・ 企業への法定雇用率達成に向けた支援について、大阪労働局と大阪府がそれぞれの強みを活かしながら実施していく。具体的には、大阪労働局は法定雇用率未達成企業への達成指導を行い、大阪府は法定雇用率未達成に転じる恐れのある企業を中心に、精神障がい者等の雇用に対する理解を深め、雇用・定着へ繋げる支援を実施する。

- ・ 障がい者雇用の促進及び職場定着を図るためのセミナーを実施する。
- ・ 大阪労働局・大阪府のそれぞれが実施する面接会・セミナー等の情報を共有し、企業に提供、参加勧奨を実施する。
- ・ 職業訓練受講生を対象とした就職相談会・合同面接会を実施する。

## (2) 難病・がん患者等の活躍促進

長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のための就職を希望する者に対する支援を実施する。

### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 難病患者に対し、ハローワーク大阪東及びハローワーク布施を中心に難病相談支援センター等と連携の下、出張相談や個々の患者の病状を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援・各種セミナー等を実施する。その他のハローワークにおいても、個々の状況を踏まえた職業相談等実施する。

### 大阪府が実施する業務

- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。
- ・ 障がい者の雇用に先進的に取り組む企業を登録する「障がい者サポートカンパニー制度」の優良企業登録要件の一つに「難病患者の雇用」を設定し、雇用促進を図る。
- ・ 若年性認知症者への適切な支援に向け、若年性認知症コーディネーターを設置し、若年性認知症の早期発見・早期支援に繋げるための体制整備を図るとともに、就労継続ができる限り可能となるよう、企業向けの周知啓発や、就業上の措置等の適切な実施に向けた調整を行う。

### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 大阪労働局（ハローワーク）において、大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター等のがん診療拠点病院と連携し、がん患者に対する出張相談や事業主向けセミナーを実施する。
- ・ 若年性認知症の疑いに企業がいち早く気づき、出来る限り就労継続が可能となるよう、産業医や事業主の理解促進に向けたセミナーや啓発を行う。

## 5 若者の活躍促進

## (1) 非正規雇用労働者の正社員化と待遇改善

不安定就労期間が長期の方や安定就労の経験が少ない方に対して、正社員等の安定就業に向けた支援を実施する。

非正規雇用労働者の待遇改善や労働教育・職業教育の推進により不本意非正規雇用割合の減少を図る。

### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 中小企業の魅力をPRできる企業説明会を開催するなど中小企業への若者の正社員就職を促進する。
- ・ ハローワークにおいて正社員求人開拓や正社員就職に向けた担当者制による個別支援等を実施することで正社員就職を促進する。
- ・ 就職支援ナビゲーター等による職業相談、個別支援の実施、就職支援セミナー、面接会等を実施する。
- ・ 「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職を促進する。
- ・ ハローワーク等を利用し、就職が決定した者等を中心とした職場定着支援を実施する。
- ・ ニート等へ職業的自立支援及び就職後の職場定着支援を行う「地域若者サポートステーション事業」について周知を行い、ハローワークとサポートステーションとの連携による支援を実施する。
- ・ 高校・大学生等に対して、正社員就職の重要性などの職業教育や労働者の権利及び働くルールなどの労働教育を積極的に展開する。
- ・ 「キャリアアップ助成金」については、金融機関等を通じて周知広報を行い、非正規雇用労働者の賃金改善、正社員転換等を行う事業主を支援する。

### 大阪府が実施する業務

- ・ 若者安定就職応援事業により、金融機関等と連携した合同企業説明会等を開催し、府内中小企業と若者とのマッチングを推進する。
- ・ 大阪府地域若者サポートステーションと各支援機関の連携・情報共有を図り、ニート・高校中退者等に対して、就業に向けた意欲・スキル向上のための支援を実施し、ハローワークへ誘導する。
- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、就職活動に困難性を有する学生等の若者が早期の就業を実現するため、キャリアカウンセリング、セミナー、職場体験、職業訓練等を行う。
- ・ キャリアカウンセリングや就職可能性診断等を若者等に対して実施し、職種志向の拡大、転換を図り、製造、運輸、建設業界を中心にマッチングに取

り組む。

- ・ 労使関係者に対し、労働契約、労働条件等を内容とする研修やセミナーを実施するとともに、啓発冊子を作成・配布し、労働関連法規の普及啓発に取り組む。
- ・ 労働関係法規の周知啓発を図るため、労働者・使用者・教職員・高校生等を対象に、労働法の基本ルールなどについて出向いて研修を行う。また、就職を希望している高校生等に対し、働くうえで知っておくべき法的な知識等をまとめた「働く若者のハンドブック」を配布し、府内の新高校3年生全員には雇用契約などのルールを分かりやすく解説した「働くルールBOOK」を配布する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ OSAKAしごとフィールド内ジョブカフェにおいて実施する「若年者地域連携事業」（大阪労働局委託事業）については、大阪府の強み、特色を活かした連携による取組を行い、若年者の就職促進を図る。

## (2) 新卒者等に対する就職支援

新規学卒者の就職内定率が改善傾向にある中、正社員就職の実現・早期離職防止等のため、大阪府と大阪労働局が連携し、新卒者・既卒者の就職支援を強化する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ わかものハローワーク、新卒応援ハローワークでの職業相談・職業指導を効果的に実施する。
- ・ 学卒ジョブサポーター等による大学・高校等への訪問・出張相談、就職支援セミナー等を実施する。
- ・ 若者雇用促進法による青少年職場情報の提供、一定の労働関係法令違反の求人不受理、労働法制の普及、ユースエール認定制度等を推進する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナー、就職体験等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。
- ・ 若者安定就職応援事業により、金融機関等と連携した合同企業説明会等を開催し、府内中小企業と若者とのマッチングを推進する。

- ・ おおさかU I J ターン促進事業により、東京圏を中心とした人材と府内中小企業との出会いの場を提供し、U I J ターン就職を促進する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 合同企業説明会の開催等、双方が実施する就職支援においては求職者への周知など相互に連携を図り、新規学卒者等への就職支援を強化する。
- ・ 大阪府のおおさかU I J ターン促進事業に大阪労働局が企業の魅力発信等で協力し、東京圏等の人材を大阪の中小企業に結びつける。
- ・ 大阪人材確保推進会議において、製造、運輸、建設業界を中心に、職場環境の改善や魅力発信力の強化等による人材確保支援に取り組む。

## 6 女性の活躍促進

就業を希望する女性に対し、さまざまなライフステージに対応したきめ細かな支援を行い、女性の就業率向上に繋げる。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク及びマザーズコーナーを中心に、子育て女性等に対して、個々の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。
- ・ 女性の活躍を応援する各種就職支援セミナー、業界別研究会や女性専門家（弁護士、社会保険労務士及び臨床心理士等）による相談を実施する。
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓（ハローマザー企業、両立支援求人等）及び収集した求人情報の積極的な周知を図る。
- ・ 託児付のセミナーや子育て中の方同士による経験交流会等を実施する。
- ・ 子供連れでも安心して利用できるようハローワークにキッズコーナーや授乳室の整備を行う。
- ・ 介護等の理由により、仕事と家庭の両立を希望する方への就職支援を行う。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ O S A K A しごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。
- ・ O S A K A しごとフィールドの働くママ応援コーナーにおいて、結婚・出産等を機に離職した女性の再就職支援として、カウンセリングやセミナー等により、保活と就活の一体的な支援を実施する。なお、このような女性に対して、保育事業者との連携により、一時保育サービスを提供する。

- ・ 女性の働く機運を盛り上げるため、企業の「採用」と女性の「働く」をつなげるイベントや、関係機関が協力して、女性が働き、働き続けることを支援する「女性のためのお悩み相談会」等を実施する。
- ・ 具体的な就職活動をしていない若年女性の就業意欲を喚起するセミナーや意見交換会など効果的なコンテンツを企画・実施する。
- ・ キャリアカウンセリングや就職可能性診断等を実施し、職種志向の拡大、転換を図り、製造、運輸、建設業界を中心にマッチングに取り組む。
- ・ 働く上での基本ルールや離職防止に関するセミナーの実施、「女性のための働くルールBOOK」の配布を通じた啓発等により、女性の職場定着を支援する。
- ・ 企業主導型保育事業を活用した保育施設の設置及び利用促進を支援する。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ O S A K Aしごとフィールドにおける大阪府と大阪労働局（ハローワーク大阪東）との一体的実施事業を充実・強化し、女性の就業支援を促進する。特に子育て中の女性に対しては、O S A K Aしごとフィールドの働くママ応援コーナーとハローワークコーナーの連携により、効果的な就業支援を行う。
- ・ 大阪人材確保推進会議において、製造、運輸、建設業界を中心に、職場環境の改善や魅力発信力の強化等による人材確保支援に取り組む。

## 7 高年齢者の活躍促進

希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を促進するとともに、年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に取り組む。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 高年齢者雇用確保措置未実施事業所への強力な指導の実施及び継続雇用の延長や定年年齢引上げに向けた機運醸成を図る。
- ・ ハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」を中心に、特に65歳以上の高齢者に対する再就職支援を強化する。
- ・ 65歳超雇用推進助成金等、高齢者の雇用環境整備や雇用促進に係る助成金について、金融機関等を通じて、制度の普及を図る。
- ・ 地方自治体をはじめとする高年齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置推進及び当該協議会との連携やシルバー人材センター事業の推進に取り組む。

- ・ 働きたいと願う高齢者の就職を促進するため、「いきいきシニア就職面接会」を開催する。

#### 大阪府が実施する事業

- ・ OSAKAしごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等を通じて就職決定までの支援や就職決定後の定着支援を実施する。
- ・ シルバー人材センター事業を適正に運営するため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会を通じた助言等を行う。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・ 大阪府は生涯現役促進地域連携事業により、高年齢者の新たな職域拡大の実践といったテーマに基づき、「相談機能、意識啓発、職域拡大実践」を3本柱に、高年齢者の多様な就業機会の確保を進め、大阪労働局は本事業における企業説明会等の周知・広報及び事業推進に協力する。

## 8 生活困窮者の就労支援

生活保護受給者等の生活困窮者に対して就労支援を行い、就労による自立を促進する。

#### 大阪労働局が実施する業務

- ・ 生活保護受給者等の生活困窮者に対して、福祉事務所等に設置したハローワーク常設窓口での職業相談・職業紹介又は福祉事務所等への定期的な巡回相談を実施するなど、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を実施する。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、8月の児童扶養手当の現況届の提出時期にあわせて、市(区)役所内に臨時相談窓口を設置するなど、地方自治体と連携した児童扶養手当受給者の就労支援を実施する。

#### 大阪府が実施する業務

- ・ 「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を開催し、関係機関との連携による就職困難者に対する支援策等を協議する。
- ・ 市町村が進める地域就労支援事業と連携し、就職困難者の就労支援に取り組む事業者に対し補助金を交付する。
- ・ 「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」(平成27～31年度)に基づ

き、ひとり親家庭等の安定的な収入や自立した生活の確保に向け、母子家庭等就業・自立支援センター事業等による就業あっせんのほか、公共職業訓練や就業支援講習会の実施、ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進など就業機会創出のための支援を行う。

#### 大阪労働局と大阪府が実施する業務

- ・大阪労働局が開催する「大阪府生活保護受給者等就労自立促進事業運営会議」に大阪府が参画し、関係機関との連携による生活困窮者に対する各種支援策等についての協議を実施する。

### Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

目標項目	数値目標
多様な求職者に対するワンストップサービスの就業支援	・ OSAKA しごとフィールドの新規登録者数 14,000 人以上、就職者数 8,000 人以上（府・労働局）
人材確保に課題を抱える分野における人材確保支援	・ 介護・看護・保育分野の就職件数 14,000 件以上（労働局） ・ 建設分野の就職件数 2,450 件以上（労働局） ・ 「製造」「運輸」「建設」業界を中心とした人材確保支援による就職者数 500 人、人材確保につながった企業：200 社（府）
人材育成	・ 大阪府主催離職者等訓練における受講者数 施設内訓練 2,030 人、委託訓練 4,360 人 ・ 訓練修了 3 か月後の就職率 施設内訓練 80%、委託訓練 80%（府・労働局）
障がい者等の活躍促進	・ 法定雇用率達成企業割合 50%以上（法定雇用率 2.0%換算：平成 30 年 6 月 1 日現在）（府・労働局） ・ 障がい者の就職件数、前年度実績件以上（労働局）
若者の活躍促進	・ 学卒ジョブサポーターによる支援について、正社員就職件数 15,155 件以上（労働局） ・ キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換件数、前年度実績以上（労働局） ・ 若者安定就職応援事業による安定就職者数 700 人（府）
女性の活躍促進	・ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者について、就職率 82.8%以上（労働局） ・ OSAKA しごとフィールド働くママ応援コーナー利用者数 280 人（府）

高年齢者の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数1,998件以上（労働局）</li> <li>・生涯現役促進地域連携事業による就職者数90人（府）</li> </ul>
生活困窮者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者等に対する就労支援について、就職件数6,400件以上（労働局）</li> </ul>

#### IV 推進体制の構築

##### 1 会議体について

###### （1）大阪府雇用対策協定運営協議会の開催

大阪府と大阪労働局は、両者が連携・協力して実施する取組等を効果的に推進する体制を確立するため、本事業計画の具体的な取組方針や内容について議論を行う大阪府雇用対策協定運営協議会を原則として年1回開催する。

###### （2）他の会議等の開催

大阪府雇用対策協定運営協議会のほか、別紙に掲げる会議など、個別事業分野ごとにおいて、大阪府と大阪労働局を構成員として含む会議等を随時開催する。

##### 2 事業の実施・周知広報に係る相互協力について

大阪府と大阪労働局は、事業実施に当たって相互に協力するとともに、自身が主催する説明会等の機会を活用し、互いの事業についての周知広報を積極的に行うものとする。

(別紙)

## 大阪府及び大阪労働局（職業安定部関連）を構成員とする主な会議体

名称	設置趣旨 ・ 目的	開催主体
大阪働き方改革推進会議	大阪地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善、女性の活躍推進等に向けた機運の醸成を図る。	局
大阪雇用対策会議	大阪府と大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、連合大阪（日本労働組合総連合会大阪府連合会）、（社）関西経済連合会、大阪商工会議所の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的としている。	府
大阪人材確保推進会議	人材確保を必要とする業界（製造業、運輸業、建設業）のイメージアップや雇用促進などを目的に、業界団体や行政機関等が相互に理解・協力を図るために設置。	府
大阪新卒者等人材確保推進本部会合	新卒者等の就職環境は、全体として回復傾向にあるが、未就職卒業者が一定数存在している状況である。新卒者及び未就職卒業者を対象とした就職支援、企業における人材確保について地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて行う必要があることから職業安定機関、自治体、学校、産業界その他地域の新卒者等の雇用に関係している者（事業主団体及び労働者団体等）で構成する大阪新卒者等人材確保推進本部を設置し、地域における新卒者等の就職支援・採用についての企画・調整を実施。	局
大阪府高等学校就職問題検討会議	「文部科学・厚生労働省連携協議会」において、「高卒者の職業生活の移行に関する研究会」による報告を踏まえ、「高卒者の職業生活への移行が一層円滑なものとなるよう両省で連携して具体的な取組を進めていく。」旨の合意がなされたことを伴い、地域の状況を踏まえた就職の仕組みや就職支援についての検討の場として、「都道府県高等学校終章問題検討会議」を設けることが盛り込まれていることから、大阪府域の高等学校卒業予定者の就職活動に係る現状・あり方について検討・協議を行うことを目的として設置。	局
大阪子育て女性等の就職支援協議会	マザーズハローワーク事業を円滑に実施するため大阪労働局、地方公共団体等関係機関により構成する「子育て女性就職支援ネットワーク」を構築し、当該ネットワークを通じて、相互の施策の理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、子育て女性の就職支援に係る具体的な連携事項の協議することを目的として設置。	局

「OSAKAしごとフィールド事業」の一体的運営にかかる事業運営協議会	大阪府と大阪労働局が雇用施策を一体的に実施するための協定に基づいて実施する「OSAKAしごとフィールド事業」の一体的運営について協議を行う。	府
ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議	ナースセンター・ハローワーク連携事業を円滑に実施するため、ナースセンター並びに労働局及びハローワークが、看護師、准看護師、保健師、助産師の情報を共有してきめ細かな職業相談・職業紹介等の終章支援を実施するとともに、有資格者を必要としている事業主に対する求人充足に向けた支援を実施することを目的として設置。	局
大阪障害者雇用率達成推進連絡会議	障害者雇用日本一をめざし、関係機関が連携協力し、それぞれの取組を有機的に推進することにより、大阪府における障害者雇用率達成を促進する。	局
大阪府シルバー人材センター事業推進連絡会議	シルバー人材センター事業の推進に向けた方策等について協議・検討を行う。	局
大阪府生活保護受給者等就労自立促進事業運営会議	生活保護受給者等就労自立促進事業の実施に当たり、福祉部門と雇用部門の各機関の間において連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行う。	局
公正採用・雇用促進会議	就職の機会均等を保障し公正な採用選考を推進することにより、就職における同和問題をはじめとした人権問題の解決を図るとともに安定した雇用を促進するため、雇用主その他の関係者に対する啓発等に関する事項について協議する。	府
大阪府地域訓練協議会	公的訓練を実施するに当たり、全国職業訓練実施計画を踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る計画を策定するとともに、その達成に向けて訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討及び協議を行う。	局
大阪府地域ジョブ・カード運営本部会合	ジョブ・カード制度を推進するため、国が中心となって関係機関等とより緊密な連携・協力体制を構築し、ジョブ・カード制度の円滑な運用を行い、企業及び求職者双方への的確な支援を実施していくために設置。	局